

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六の十一（略） 六の十二（略） 六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれ含有する製剤 六の十四（略） 六の十五・六の十六（略） 七、十三（略） 十三の二（略） 十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタナン及びこれ含有する製剤 十三の四（略） 十三の五・十三の六（略） 十四、三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六の十一（略） 六の十二 三塩化燐及びこれ含有する製剤 （新設） 六の十三 三弗化硼素及びこれ含有する製剤 六の十四・六の十五（略） 七、十三（略） 十三の二 ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン及びこれ含有する製剤。ただし、ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。 （新設） 十三の三 四弗化硫黄及びこれ含有する製剤 十三の四・十三の五（略） 十四、三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 (略)

四の七 一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製

剤。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

四の九 (略)

五〇七 (略)

八 (略)

八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。

ただし、二―イソブトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

九 (略)

九の二〇十八の二 (略)

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 L―二―アミノ―四―H(ヒドロキシ) (メチル) ホス
フイノイル〕ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩
類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―ア
ミノ―四―H(ヒドロキシ) (メチル) ホスフイノイル〕ブチ
リル―L―アラニル―L―アラニンとして一九％以下を含有す
るものを除く。

(新設)

四の七 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキ

シルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製
剤。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシク
ロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

五〇七 (略)

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下
を含有するものを除く。

(新設)

九 二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート
及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピルオキシフ
エニル―N―メチルカルバメート一％以下を含有するものを除
く。

九の二〇十八の二 (略)

十八の三 (略)

十八の四 オキシラン―ニ―イルメチル||メタクリラート及びこれを含む製剤

十八の五 (略)

十九ゝ二十八の七 (略)

二十八の八 (略)

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含む製剤

二十八の十 (略)

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含む製剤 (新設)

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含む製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含むものを除く。

十九ゝ二十八の七 (略)

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含む製剤 (新設)

二十八の九 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含む製剤

二十八の十一と二十八の十五 (略)	二十九と三十一の三 (略)	三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	(16)(1) (15) (略)
(17) 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含む製剤	(18) (略)	(19) (109) (略)	(110) (略)
(111) 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含む製剤	(112) (略)	(113) (186) (略)	三十三と四十一の二 (略)
四十一の三 (略)			

二十八の十と二十八の十四 (略)	二十九と三十一の三 (略)	三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	(16)(1) (15) (略)
(17) 四―〔トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含む製剤	(18) (108) (略)	(109) N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フエニルアセトアミド及びこれを含む製剤	(110) (新設)
(111) 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含む製剤	(112) (略)	(113) (184) (略)	三十三と四十一の二 (略)
四十一の三 二・四―ジクロロ―ニトリロベンゼン及びこれを含む製剤			

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 (略)

四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物○・五％以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 (略)

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一％以下を含有するものを除く。

七十九 (略)

八十～八十一 (略)

八十二 (略)

八十二の二 一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。

八十三 (略)

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 (略)

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ

(新設)

四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物○・三％以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウムⅡ四―(五―クロロ―四―メチル―二―スルホナ

トフェニルアゾ)―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

八十～八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)

、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 二―ターブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

し、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七ゝ九十二 (略)

九十二の二 (略)

九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五％以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四ゝ九十八の六 (略)

九十八の七 (略)

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。

九十八の九 (略)

九十八の十ゝ九十八の十三 (略)

九十九ゝ百二の二 (略)

百二の三 (略)

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

百三 (略)

八十六 ブラストサイジンスを含有する製剤

八十七ゝ九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸二一％以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―インデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤

九十四ゝ九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

(新設)

九十八の八 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の九ゝ九十八の十二 (略)

九十九ゝ百二の二 (略)

百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二％以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

百三 硫化^{りん}を含有する製剤

2 百四ノ百十 (略)

2 百四ノ百十 (略)